

## 議案第14号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

養父市長 大 林 賢 一

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例  
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年養父市条例第28号）の一部を次の表のように  
改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 (施行期日) 第1条 (略) (定義) 第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。	附 則 (施行期日) 第1条 (略) (定義) 第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

改 正 案	現 行
<p>(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(養父市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される養父市職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 新給与条例第28条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p>	<p>(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(養父市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される養父市職員の給与に関する条例第7条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第9条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 新給与条例第28条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p>

改 正 案	現 行
7・8 (略) (養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第5条 (略)	7・8 (略) (養父市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第5条 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。